

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例

岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）新旧対照表（第一条関係）

(新)

(旧)

(総則)

(総則)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、屋外広告物法（昭和三十四年法律第八十九号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について必要な規制を行うことを目的とする。

第一条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、屋外広告物法（昭和三十四年法律第八十九号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について必要な規制を行うことを目的とする。

(広告物又は掲出物件のあり方)

(広告物等)のあり方

第二条 広告物又は掲出物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

(市町村との連携)

第三条 県は、市町村と緊密な連携を図りつつ、広告物又は掲出物件に関する施策を実施するよう努めなければならない。

第三条 県は、市町村と緊密な連携を図りつつ、広告物等に関する施策を実施するよう努めなければならない。

(禁止広告物等)

(禁止広告物)

第四条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第四条 次に掲げる広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものを
- 二から五まで 略

- 一 著しく汚染し、変色し、又は塗料等のはく離したものを
- 二から五まで 略

(禁止地域等)

(禁止地域等)

第五条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

第五条 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

一から十七まで 略

(禁止物件)

第六条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一から四まで 略

五 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、知事が指定するもの

六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

七から十二まで 略

2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（前項第五号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第七条第四項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。

3 略

(許可地域等)

第七条 次に掲げる地域又は場所（第五条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。

一から十二まで 略

(適用除外)

第八条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前三条の規定は、適用しない。

一から四まで 略

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第五条及び前条の規定は、適用しない。

一及び二 略

三 道標、案内図板その他公衆の利便に供するため表示し、又は設置するもので、規則で定める基準に適合するもの

四から七まで 略

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第六条第一項の規定は、適用しない。

一及び二 略

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事

一から十七まで 略

(禁止物件)

第六条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

一から四まで 略

五 電柱、街灯柱その他これらに類するもので、知事が指定するもの

六 消火せん、火災報知機及び火の見やぐら

七から十二まで 略

2 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（前項第五号に該当するものを除く。）には、はり紙又は法第七条第四項に規定するはり札等、広告旗若しくは立看板等を表示し、又は設置してはならない。

3 略

(許可地域等)

第七条 次に掲げる地域又は場所（第五条各号に掲げる地域又は場所を除く。）に広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。

一から十二まで 略

(適用除外)

第八条 次に掲げる広告物等については、前三条の規定は、適用しない。

一から四まで 略

2 次に掲げる広告物等については、第五条及び前条の規定は、適用しない。

一及び二 略

三 道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

四から七まで 略

3 次に掲げる広告物等については、第六条第一項の規定は、適用しない。

一及び二 略

4 次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより知事

が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第五条の規定は、適用しない。

一 自家広告物又は道標、案内図板その他公衆の利便に供するため表示し、若しくは設置するもので、第二項第一号又は第三号に規定する基準に適合しないもの

二 略

5 略

6 前条の規定により掲出物件の設置の許可を受けた者が当該掲出物件に表示するはり紙で規則で定める基準に適合するものについては、同条の規定は、適用しない。

7 国若しくは地方公共団体又は知事が指定する公共的団体（以下「国等」という。）が公共的目的をもつて広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合においては、前三条の規定は、適用しない。

8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する旨を知事に通知しなければならない。ただし、第一項から第三項までの規定において前三条の規定を適用しないこととされた広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

9 国等は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置するときは、前三条の規定の趣旨に沿うよう努めなければならない。

（許可の基準）

第九条 第七条の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

第十条及び第十一条 略

（変更等の許可）

第十二条 第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者は、広告物又は掲出物件を変更し、若しくは改造し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。

2 略

が公衆の利便のために特に必要と認めて許可をした場合に限り、第五条の規定は、適用しない。

一 自家広告物又は道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物等で、第二項第一号又は第三号に規定する基準に適合しないもの

二 略

5 略

6 前条の規定により広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で規則で定める基準に適合するものについては、同条の規定は、適用しない。

7 国若しくは地方公共団体又は知事が指定する公共的団体（以下「国等」という。）が公共的目的をもつて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合においては、前三条の規定は、適用しない。

8 前項に規定する場合においては、国等は、あらかじめ、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する旨を知事に通知しなければならない。ただし、第一項から第三項までの規定において前三条の規定を適用しないこととされた広告物等を表示し、又は設置する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

9 国等は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置するときは、前三条の規定の趣旨に沿うよう努めなければならない。

（許可の基準）

第九条 第七条の規定による広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

第十条及び第十一条 略

（変更の許可）

第十二条 第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者は、広告物等を改造し、又は移転しようとするときは、規則で定めるところにより知事に申請し、その許可を受けなければならない。

2 略

(許可の表示)

第十三条 第七条又は第八条第四項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定めるところにより、許可の証印を押したものの若しくは許可の打刻印を受けたもの、許可の証印の印影を刷り込んだもの又は政党が表示するはり紙若しくははり札については、この限りでない。

(許可の取消し)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 略
- 二 虚偽の申請その他の不正の手段で許可を受けたとき。

(管理義務)

第十四条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件に関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第十五条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、若しくは第十四条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

(措置命令)

第十六条 知事は、この条例の規定又は第十条の規定による許可の条件に違反した広告物又は掲出物件について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しく

(許可の表示)

第十三条 第七条又は第八条第四項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に、規則で定める許可の証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定めるところにより、許可の証印を押したものの若しくは許可の打刻印を受けたもの、許可の証印の印影を刷り込んだもの又は政党が表示するはり紙若しくははり札については、この限りでない。

(許可の取消し)

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を取り消すことができる。

- 一 略
- 二 詐偽 その他の不正の手段で許可を受けたとき。

(改修及び除却の義務)

第十五条 第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者は、許可期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、七日以内に広告物等を除却しなければならない。

2 第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者は、広告物等が汚染し、変色し、塗料等がはく離し、破損し、又は老朽したときは、直ちに改修し、又は除却しなければならない。

(措置命令)

第十六条 知事は、この条例の規定又は第十条の規定による許可の条件に違反した広告物等について、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しく

は設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、法第七条第二項の規定により掲出物件を除却する場合においては、三十日の期間を定めてこれを行うべき旨及びその期限までに行わないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が行う旨を公示しなければならない。

(違反広告物である旨の表示等)

第十七条 知事は、前条第一項の規定により広告物又は掲出物件の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

2 知事は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた広告物又は掲出物件の設置場所その他必要な事項を公表することができる。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第十八条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件の所在した場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日
- 三 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第十九条 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 略
- 二 法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者

は設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、法第七条第二項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、三十日の期間を定めてこれを行うべき旨及びその期限までに行わないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が行う旨を公示しなければならない。

(違反広告物である旨の表示等)

第十七条 知事は、前条第一項の規定により広告物等の移転又は除却の措置を命じた場合において、当該措置を命じられた者が、特別の理由なく、措置をすべき期限を経過しても措置をしないときは、規則で定めるところにより、当該広告物等にこの条例に違反する旨の表示をすることができる。

2 知事は、前項の規定により表示をした場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、移転又は除却の措置を命じられた者の氏名又は名称及び住所並びに当該措置を命じられた広告物等の設置場所その他必要な事項を公表することができる。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第十八条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物等の所在した場所及び当該広告物等を除却した日
- 三 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第十九条 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 略
- 二 法第八条第三項第二号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者

その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県が開設するインターネットのホームページに掲載すること。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第二十条 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第二十一条 法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第二十二条 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 七日間
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 十四日間

(届出)

第二十三条 第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 及び二 略
- 三 第十五条の規定により当該許可に係る広告物又は掲出物件を除却したとき。
- 四 許可の有効期間満了前に当該許可に係る広告物又は掲出物件を除却したとき。

2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、第十六条第一項の規定によりこれらの表示若しくは設置を停止し、又はこれらの移転、除却その他の措置をしたときは、七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報又は新聞紙に掲載すること。

(広告物等の価額の評価の方法)

第二十条 法第八条第三項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第二十一条 法第八条第三項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第二十二条 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物等 七日間
- 二 特に貴重な広告物等 三月
- 三 前二号に掲げる広告物等以外の広告物等 十四日間

(届出)

第二十三条 第七条又は第八条第四項若しくは第五項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 及び二 略
- 三 第十五条の規定により広告物等を除却したとき。
- 四 許可の有効期間満了前に広告物等を除却したとき。

2 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者は、第十六条第一項の規定によりこれらの表示若しくは設置を停止し、又はこれらの移転、除却その他の措置をしたときは、七日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(手続、処分等の効力の承継)

第二十四条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下この条において「設置者等」という。)について変更があつたときは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となつた者がしたものとみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となつた者に対してしたものとみなす。

(屋外広告物景観モデル地区)

第二十五条 知事は、第五条又は第七条に規定する地域又は場所のうち、当該地域又は場所の特性に応じ、広告物又は掲出物件と地域環境との調和を図り、良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進することが特に必要であると認める区域を、屋外広告物景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下「モデル地区の指定」という。)は、モデル地区の指定をしようとする区域(以下「指定区域」という。)及び指定区域における広告物又は掲出物件に関する指針(以下「広告物景観指針」という。)を定めてするものとする。

3 及び 4 略

5 前項の規定による公告があつたときは、当該モデル地区の住民又は当該モデル地区において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。

6 略

(広告物景観指針)

第二十六条 広告物景観指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 モデル地区における広告物又は掲出物件に関する基本構想

二 モデル地区における良好な景観を維持するための当該モデル地区の特性に応じた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準(以下「広告物景観維持基準」という。)

三 モデル地区における良好な景観の形成を積極的に推進するための当該モデル

(手続、処分等の効力の承継)

第二十四条 広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下この条において「設置者等」という。)について変更があつたときは、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前の設置者等がした手続その他の行為は、新たに設置者等となつた者がしたものとみなし、従前の設置者等に対してした処分、手続その他の行為は、新たに設置者等となつた者に対してしたものとみなす。

(屋外広告物景観モデル地区)

第二十五条 知事は、第五条又は第七条に規定する地域又は場所のうち、当該地域又は場所の特性に応じ、広告物等と地域環境との調和を図り、良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進することが特に必要であると認める区域を、屋外広告物景観モデル地区(以下「モデル地区」という。)として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下「モデル地区の指定」という。)は、モデル地区の指定をしようとする区域(以下「指定区域」という。)及び指定区域における広告物等に関する指針(以下「広告物景観指針」という。)を定めてするものとする。

3 及び 4 略

5 前項の規定による公告があつたときは、当該モデル地区の住民又は当該モデル地区において広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者若しくは広告物等を管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、知事に意見書を提出することができる。

6 略

(広告物景観指針)

第二十六条 広告物景観指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 モデル地区における広告物等に関する基本構想

二 モデル地区における良好な景観を維持するための当該モデル地区の特性に応じた広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置(以下「広告物等の表示又は設置」という。)に関する基準(以下「広告物景観維持基準」という。)

三 モデル地区における良好な景観の形成を積極的に推進するための当該モデル

ル地区の特性に応じた広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（以下「広告物景観推進基準」という。）

（モデル地区における許可の基準等）

第二十七条 モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置は、当該モデル地区における広告物景観維持基準に適合していなければならない。

2 モデル地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、第七条の規定による許可をする場合における許可の基準は、第九条の規定にかかわらず、当該モデル地区における広告物景観維持基準とする。

3 略

4 新たに広告物景観維持基準が定められ、又は変更された場合において、モデル地区の指定の日又は当該指定を変更する日（以下この項において「指定等の日」という。）前に当該モデル地区内に現に適法に表示又は設置されている広告物又は掲出物件については、指定等の日から起算して規則で定める期間を経過するまでの間は、前二項の規定は、適用しない。

5 モデル地区において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、広告物の表示又は掲出物件の設置が広告物景観推進基準に適合するよう努めなければならない。

（モデル地区における指導等）

第二十八条 知事は、モデル地区において、良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進するため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、広告物景観維持基準及び広告物景観推進基準に基づき必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。

第二十九条から第三十六条まで 略

（講習会）

第三十七条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とし、次に掲げる課程の講習会を開催しなければならない。

一 から三まで 略

2 から4まで 略

ル地区の特性に応じた広告物等の表示又は設置に関する基準（以下「広告物景観推進基準」という。）

（モデル地区における許可の基準等）

第二十七条 モデル地区における広告物等の表示又は設置は、当該モデル地区における広告物景観維持基準に適合していなければならない。

2 モデル地区における広告物等の表示又は設置に関し、第七条の規定による許可をする場合における許可の基準は、第九条の規定にかかわらず、当該モデル地区における広告物景観維持基準とする。

3 略

4 新たに広告物景観維持基準が定められ、又は変更された場合において、モデル地区の指定の日又は当該指定を変更する日（以下この項において「指定等の日」という。）前に当該モデル地区内に現に適法に表示又は設置されている広告物等については、指定等の日から起算して規則で定める期間を経過するまでの間は、前二項の規定は、適用しない。

5 モデル地区において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の表示又は設置が広告物景観推進基準に適合するよう努めなければならない。

（モデル地区における指導等）

第二十八条 知事は、モデル地区において、良好な景観の維持及びその形成を積極的に推進するため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又は広告物等を管理する者に対し、広告物景観維持基準及び広告物景観推進基準に基づき必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。

第二十九条から第三十六条まで 略

（講習会）

第三十七条 知事は、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とし、次に掲げる課程の講習会を開催しなければならない。

一 から三まで 略

2 から4まで 略

(業務主任者の設置)

第三十八条 略

- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
- 一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - 二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - 三 及び四 略

第三十九条から第四十三条まで 略

(報告徴収、立入検査等)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物若しくは掲出物件、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 及び 3 略

第四十五条から第五十一条まで 略

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第十五条の規定に違反して除却をしなかつた者
- 三 略

第五十二条から第五十七条まで 略

付 則 略

(業務主任者の設置)

第三十八条 略

- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。
- 一 この条例その他広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - 二 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
 - 三 及び四 略

第三十九条から第四十三条まで 略

(報告徴収、立入検査等)

第四十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 及び 3 略

第四十五条から第五十一条まで 略

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 略
- 二 第十五条第一項の規定による除却をしない者
- 三 略

第五十二条から第五十七条まで 略

付 則 略

岐阜県屋外広告物条例新旧対照表（第二条関係）

（新）

第一条から第十四条まで 略

（管理義務）

第十四条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら
を管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（次条第一
項において「広告物の所有者等」という。）は、当該広告物又は掲出物件に関
し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなけ
ればならない。

（点検義務）

第十四条の三 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出
物件について、規則で定めるところにより、法第十条第二項第三号イの規定に
よる国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広
告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した
者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広
告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を
させなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件について
は、この限りでない。

2 第七条若しくは第八条第四項の規定による許可又は第十一条第二項の規定に
よる当該許可の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を知事に提出し
なければならない。

第十五条から第二十七条まで 略

（業務主任者の設置）

第三十八条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務
主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 登録試験機関が
広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格
した者

（旧）

第一条から第十四条まで 略

（管理義務）

第十四条の二 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれら
を管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者
は、当該広告物又は掲出物件に関
し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなけ
ればならない。

第十五条から第二十七条まで 略

（業務主任者の設置）

第三十八条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務
主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 法第十条第二項第三号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が
広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格
した者

2 二から五まで 略

第三十九条から第五十七条まで 略

付 則 略

2 二から五まで 略

第三十九条から第五十七条まで 略

付 則 略

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）新旧対照表（附則第二項関係）

（新）

第一条から第三条まで 略

附 則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
十三 屋外広告物 法（昭和二十四 年法律第八十 九号。以下こ の項において 「法」とい う。）及び 岐阜県屋外 広告物条例 （昭和三十九 年岐阜県条例 第四十七号。 以下この項 において「条 例」とい う。）及び 条例の施行 のための規 則に基づく 事務	1 から6まで 略 7 条例第七条の規定により 広告物の表示又は掲出物件 の設置の許可を すること（政治 資金規正法（ 昭和三十九年 法律第九十四 号）第三条第 二項に規定す る政党が表 示するはり紙 及びはり札 を除く。） 8 条例第八条 第四項の規 定により条例 第五条の禁止 地域等にお ける広告物の 表示又は掲 出物件の設 置の許可を すること。 9 条例第八 条第八項の 規定により 国等から 広告物の表 示又は掲 出物件の設 置の通知を 受けること。 10 及び11 略 12 条例第十 二条第一項 の規定によ り広告物又 は掲出物件 の変更若し くは改造又 は移転	略

（旧）

第一条から第三条まで 略

附 則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
十三 屋外広告物 法（昭和二十四 年法律第八十 九号。以下こ の項において 「法」とい う。）及び 岐阜県屋外 広告物条例 （昭和三十九 年岐阜県条例 第四十七号。 以下この項 において「条 例」とい う。）及び 条例の施行 のための規 則に基づく 事務	1 から6まで 略 7 条例第七条の規定により 広告物の表示又は掲出物件 の設置の許可を すること（政治 資金規正法（ 昭和三十九年 法律第九十四 号）第三条第 二項に規定す る政党が表 示するはり紙 及びはり札 を除く。） 8 条例第八 条第四項の 規定により 条例第五条 の禁止地域 等における 広告物の表 示又は掲 出物件の設 置の許可を すること。 9 条例第八 条第八項の 規定により 国等から 広告物の表 示又は掲 出物件の設 置の通知を 受けること。 10 及び11 略 12 条例第十 二条第一項 の規定によ り広告物等 の改造又は 移転	略

別表第二 略

	<p>14 13 略 14 13 条例第十六条第一項の規定により広告物又は掲出物件について表示若しくは設置の停止を命じ、又は必要な措置を命ずること。</p> <p>16 15 略 16 15 条例第十七条第一項の規定により広告物又は掲出物件に条例に違反する旨を表示すること。</p> <p>17 及び 18 略</p>	
--	---	--

別表第二 略

	<p>14 13 略 14 13 条例第十六条第二項の規定により違反広告物について表示若しくは設置の停止を命じ、又は必要な措置を命ずること。</p> <p>16 15 略 16 15 条例第十七条第一項の規定により広告物等に条例に違反する旨を表示すること。</p> <p>17 及び 18 略</p>	
--	--	--

岐阜県事務処理の特例に関する条例新旧対照表（附則第三項関係）

第一条から第三条まで 略

附 則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
十三 屋外広告物 法（昭和二十四 年法律第八十 九号。以下この 項において 「法」とい う。）及び条例 の施行のための 規則に基づく事 務	1 から 13 まで 略 14 条例第十四条の三第二項 の規定により点検の結果の提 出を受けること。 15 から 19 まで 略	事務の内容の欄第一号 から第六号までに掲げ るものにあつては県内 の全ての市町村（岐阜 市を除く。）、同欄第 七号から第十九号まで に掲げるものにあつて は県内の全ての市町村 （岐阜市、高山市、多 治見市、美濃市、恵那 市、各務原市及び下呂 市を除く。）

別表第二 略

(新)

第一条から第三条まで 略

附 則 略

別表第一（第二条関係）

事務の種類	事務の内容	市町村又は広域連合
十三 屋外広告物 法（昭和二十四 年法律第八十 九号。以下この 項において 「法」とい う。）及び条例 の施行のための 規則に基づく事 務	1 から 13 まで 略 14 から 18 まで 略	事務の内容の欄第一号 から第六号までに掲げ るものにあつては県内 の全ての市町村（岐阜 市を除く。）、同欄第 七号から第十八号まで に掲げるものにあつて は県内の全ての市町村 （岐阜市、高山市、多 治見市、美濃市、恵那 市、各務原市及び下呂 市を除く。）

別表第二 略

(旧)